

令和4年度新居浜市スポーツ推進審議会 議事録

- 1 日 時 令和5年1月5日(木) 18:30~19:50
- 2 場 所 市役所庁舎5階 大会議室
- 3 出席者 11人(委員数17人)
- 4 傍聴者 2人
- 5 議 題 (1) 新居浜市総合運動公園基本計画(案)について
(2) 新居浜市体育功労賞・スポーツ賞の選考について
(3) その他

6 会議録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から令和4年度新居浜市スポーツ推進審議会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、新居浜市長 石川勝行 がご挨拶を申し上げます。</p>
市 長	(挨拶)
事務局	<p>続きまして、委嘱状の交付についてですが、本来であれば新居浜市スポーツ推進審議会委員の皆様にご挨拶を申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策として会議時間短縮のため、資料とともにすでにお配りしておりますことをご理解願いたします。</p> <p>さて、本審議会は、審議会等の公開に関する要綱に基づきまして、部分公開の予定となっております。また、公開部分の議事録等につきましては後日、新居浜市のホームページ等において公表されますこと、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>本日の審議会ですが、新居浜市内県立学校協議会・後藤委員、新居浜市公私立幼稚園協議会・石川委員、新居浜市保育協議会・合田委員、新居浜市連合自治会・日野委員、新居浜市社会福祉協議会・白石委員より、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。また、新居浜市医師会・永易委員から遅れて参加とのご連絡をいただいております。</p> <p>現在、委員定数17名のうち、出席者11名でありますことから、新居浜市スポーツ推進審議会条例第6条第2項の規定にあります、委員定数の過半数の出席がありますことから、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、今回の審議会が、新しい任期となり初めての会となりますので、委員の皆様のご紹介を事務局より行います。</p>
事務局	(各委員、事務局の紹介)

事務局	<p>それでは、新しい任期での初めての審議会となりますので、まず、会長及び副会長の選出について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>新居浜市スポーツ推進審議会条例第5条第1項におきまして、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。」と規定されております。</p> <p>今期の会長・副会長はいかがいたしましょうか。</p>
白石委員	<p>前期に引き続き、安藤会長、加藤副会長に留任いただくのがよいと思います。</p>
事務局	<p>ただいま、白石委員から会長に安藤様、副会長に加藤様の推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。同意いただける方は、拍手をお願いいたします。</p> <p>(一同より拍手)</p> <p>拍手多数によりご承認いただけたものと思いますので、会長は安藤様、副会長は加藤様をお願いいたしたいと思います。安藤様、加藤様、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、安藤会長から就任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>(挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に移る前に市長より諮問書の交付があります。市長、安藤会長よろしく願いいたします。</p>
市 長	<p>(諮問書を読み上げ会長へ交付)</p>
事務局	<p>それでは、議事に移りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきます。</p> <p>また、以降の会議の進行につきまして、新居浜市スポーツ推進審議会条例第5条第2項の規定により、会長が審議会の会議の議長となりますので、安藤会長をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>安藤会長よろしくお祈いします</p>
会 長	<p>それでは、議題に沿って進めてまいります。</p> <p>第1号議案「新居浜市総合運動公園基本計画(案)について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から説明のありました、第1号議案「新居浜市総合運動公園基本計画(案)について」につきまして、ご質問をお受けしたいと思います。</p> <p>ご不明な点、内容の確認など、ご質問がございましたら挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。</p> <p>なお、先ほど事務局から説明のあったとおり、ご意見につきましては後日事務局へ提出してください。</p>
伊藤委員	<p>計画段階の用地費、補償費の予定金額はどれぐらいになるか、大まかにでもわかりますか。</p> <p>候補地の用地について、市有地と民有地の割合はどのようになりますか。</p>

事務局	<p>用地費、補償費等は現在計算中です。</p> <p>第1候補地の半分は市有地、他の候補地についてはほぼ私有地となっています。</p>
白石委員	<p>完工までには大体どれぐらいの期間を要する予定ですか。</p>
事務局	<p>運動公園内に建設を計画するすべての施設が完成するのは、今後のスケジュールが順調に進めば、大体20年から23年ほどかかる想定ですが、将来の情勢によっては遅れる可能性があります。</p>
白石委員	<p>室内球技場等の天候に左右されない施設の検討はありませんか。</p>
事務局	<p>基本計画は、平成29年に策定された基本構想を踏襲したものですので、現時点では体育館以外の室内球技場等の建設は想定しておりません。</p>
会長	<p>市民の方などが施設の仕様等に要望や意見を出す機会がありますか。</p>
事務局	<p>今後、基本計画に対するパブリックコメントを実施予定です。そこで意見が出れば検討の余地はあります。</p>
会長	<p>2種公認の陸上競技場はサブトラックが必要なのではないですか。</p>
事務局	<p>日本陸上競技連盟規則によると、「あることが望ましい」という記述ですので、補助競技場は必須ではないと考えます。</p>
会長	<p>そうなるとある程度のカテゴリーの競技会しかできないのですか。</p>
事務局	<p>2種公認だと地域ブロック大会などある程度の競技会、記録大会は開催可能です。</p>
会長	<p>陸上競技場のインフィールドはサッカーなどの他の種目も実施可能ということだが、例えばサッカーだとJリーグや県内のプロチームが試合を行えるような電光掲示板等の設備の整備は想定しているのか。</p>
事務局	<p>インフィールドのサイズの的にはプロの試合も問題ないが、電光掲示板や観客席など、Jリーグのチームの試合を行うために必要な設備の整備については、現在の計画では想定していませんので、別途検討が必要かと思います。</p>
高橋委員	<p>体育館の設備等についてもプロスポーツの試合ができるようなレベルの施設になる予定ですか。</p>
事務局	<p>アリーナについては、コートサイズ等はプロスポーツの試合にも問題ない規格ですが、競技によって観客収容人数などの決まりがありますので、その辺りはある程度検討していますが、詳細は今後の建築計画の際に決定していくが必要があると思います。</p>
高橋委員	<p>野球場のプロフェッショナル野球クラブの施設規模に準拠というのは具体的にどういうことですか。</p>
事務局	<p>プロ野球や社会人野球、少年野球などの試合にはそれぞれに野球場サイズの規定があり、資料にある機能・規模に記載のサイズが日本野球機構「公認野球規則」で決まっており、この寸法が確保できている、という意味合いです。実際にプロ野球の試合を行うとなると、球場サイズ以外にもさまざまな規定がありますが、球場的にはプロ野球の試合もプレイ自体は可能なサイズであるということです。</p>
高橋委員	<p>計画の規格の球場では、実際にプロ野球の公式戦を実施するのは難しいということですか。</p>

事務局	プロ野球の公式戦では電光掲示板や、ナイター照明もプロ仕様にする必要がありますが、今後検討していく必要があるが、現段階では設置は見込まれておりません。
高橋委員	水泳競技に対応した施設の計画はないのですか。
事務局	基本構想策定の際に、プール施設は他施設の総合運動公園移行後に整備を検討することとしましたので、総合運動公園内への設置は予定していません。
伊藤委員	今後のランニングコスト等についてはどうなりますか。
事務局	基本計画の施設は維持管理費がかなり見込まれ、概算工事費と合わせて検討中のため資料への記載はありませんが、ある程度の金額は今後算定してまいります。
会 長	他にご質問はございませんか。 無いようでしたら、第1号議案「新居浜市総合運動公園基本計画（案）について」の質疑を終了しますが、事務局から何かございますか。
事務局	お配りした資料を確認いただき、ご不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせいただければと存じます。ご意見につきましては1月16日（月）までに事務局へご提出をお願いいたします。ご意見がない場合はご提出、ご連絡は不要です。 また、ご提出いただいたご意見は、事務局で集約し後日改めて委員の皆様へご確認させていただきます。 なお、本日お配りした資料はお持ち帰りいただけますが、委員の皆様のみのご使用に留めていただきますようご配慮をお願いいたします。
会 長	それでは、続きまして第2号議案「新居浜市体育功労賞・スポーツ賞の選考について」でございますが、本議案については、個人の表彰に関する内容を審議することから、以降の議案審議については非公開といたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。 （一同異議なし） それでは、以降の議案審議については非公開といたします。
事務局	それでは、審議会関係者以外の皆様はご退席をお願いいたします。